

「後見制度支援預金」の取扱いについて

平素は格別なるご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

当組合は、平成30年6月1日（金）より「後見制度支援預金」の取扱いを開始致しました。

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見及び未成年後見）をご利用の方の預貯金のうち、日常的な支払に使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。「後見制度支援預金」の概要は下記の通りです。

1. 名称

後見制度支援預金

2. 取扱開始

平成30年6月1日（金）

3. 利用対象者

家庭裁判所にて後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方

【対象の家庭裁判所】

東京家庭裁判所

4. 主な特徴

- ・家庭裁判所の「指示書に基づいて取引を行います。
- ・本預金は普通預金として取扱いします。
- ・店頭に表示する普通預金金利（変動金利）+0.05%の金利を適用します。
- ・キャッシュカードはご利用いただけません。また、インターネットバンキング等の各種付帯サービスもご利用いただけません。

5. 取扱店舗

全店16店舗

※ 詳しくは店頭窓口へお問合わせいただくか、『商品概要説明書』をご覧ください。